

## 2016/12/19より持込デバイスの学内ネットワーク接続申請方法(無線)が変わります

本学で提供している持込デバイスの学内ネットワーク接続申請方法(無線)が変わります。  
これまで添付ファイルでの申請でしたが、システム上で直接申請が出来るようになります。

### 変更される申請書

※下記の囲まれた部分が変わります。それ以外の申請はこれまで通りの申請方法になります。

利用環境	利用申請者	学内ネットワーク接続申請書
個人所有のPC/Mac、タブレット、スマートフォンなど (以下、デバイスという)を学内の無線LAN、または有線LANで使用する場合	関西学院の利用者IDを有している者	持込デバイス用 (日本語)
個人研究室 (理工学部、総合政策学部の教授研究室を含む)	専任教員	DHCP用
学部・事務室等で、貸出用デバイスを用意する場合	専任職員	持込デバイス貸出用
上記以外	専任教職員	スタティックアドレス用
公開用WWWサーバなどのために、 学外に対してDNS登録が必要な場合	専任教職員	学外DNS

### 申請方法の変更点

#### ・変更前

申請書(Excelファイル)に必要事項を入力し、メールに添付し申請。

↓

#### ・変更後

申請するデバイスを専用のネットワークに接続し、システム上で必要事項を入力。

### 今回の変更のポイント

- ・申請者がシステム上で、自分の登録した内容を参照したり削除することが出来るようになります。
- ・申請時に問い合わせの多かったMACアドレスや、氏名など今まで入力していた情報が、申請画面に自動で表示されるようになります。※有線のMACアドレス除く

### 申請の流れ

1. 申請するデバイスでネットワークに接続し申請をします。  
↓
2. 関西学院のメール宛に受付メールが届きます。  
↓
3. 関西学院のメール宛に承認メールが届けば申請完了です。  
(申請日の翌事務室開室日の午前中に申請結果のメールが届きます。)

※新しい学内ネットワーク接続申請方法(マニュアル)については、12/19に下記URLへ公開致します。

[http://ict.kwansei.ac.jp/guide/network\\_000119.html](http://ict.kwansei.ac.jp/guide/network_000119.html)

※過去の申請データはシステム移行しますので、再申請は不要です。

### 申請条件

- ・申請者本人のみ申請が可能です。
- ・申請するデバイスからのみ申請が可能です。
- ・学内ネットワーク接続申請システムに登録できる台数は、教員・職員は6デバイスまで、学生・その他の方は3デバイスまでです。
- ・学内無線利用エリアからのみ学内ネットワーク接続申請システムに接続が可能です。  
※無線LANが使用できる場所については、下記URLの「無線が利用できる場所」をご参照ください。  
[http://ict.kwansei.ac.jp/guide/network\\_000120.html](http://ict.kwansei.ac.jp/guide/network_000120.html)